

# 消費者契約法の比較法的検討(四・完)

—イギリス法の視点から—

須藤悦安

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 消費者契約法の内容とその評価(以上三二卷一・二号)
- 三 イギリス契約法における消費者保護の概要
  - 1 概説
  - 2 推認条項による契約内容の補充(以上三二卷一・二号)
  - 3 不実表示に基づく契約の取消
  - 4 不公正な契約条項の効力制限(以上前号)
  - 5 威圧的取引方法により締結された契約の破棄—強迫、不当威圧と一九八七年消費者保護規則
- 四 イギリス法との比較における消費者契約法
  - 1 「誤認」による取消と不実表示
  - 2 「困惑」による取消と不当威圧
  - 3 不当条項規制と不公正契約条項法
- 五 むすびにかえて

### 三 イギリス契約法における消費者保護の概要

#### 5 威圧的取引方法により締結された契約の破棄——強迫、不当威圧と一九八七年消費者保護規則

契約の一方当事者の威圧的な手段によつて契約が締結された場合における相手方保護の制度としては、コモン・ローの強迫(duress)の法理があるが、その要件は厳格で適用範囲が限られたものであったため、エクイティにおいて強迫の拡張類型として不当威圧(undue influence)の法理が展開されてきた<sup>①</sup>。しかし、イギリスにおいてこれら双方の法理は、通常、特に消費者保護のための制度としては意識されていないようであり(前述、三一③②)、事業者による行き過ぎた勧誘などがあった場合の消費者保護の手段としては、むしろ一九七四年消費者信用法(Consumer Credit Act, 1974)以下、一九七四年法という)、一九八七年消費者保護規則(Consumer Protection Regulations, 1987)以下、一九八七年規則という)等によつて認められた消費者の契約破棄の権利が考えられている。

以下では、わが国の制度との対比という意味で、強迫および不当威圧の法理について一応の説明を行い、さらに一九七四年法、一九八七年規則の内容についても簡単に触れることにする<sup>②</sup>。

#### (1) 強迫

そもそも、コモン・ロー上、強迫とは一方当事者が他方当事者の身体に対し、現実の暴力を用いて、あるいは暴力を用いることを告げて脅し、相手方に契約を締結せしめる行為を意味するものとされ(duress to the person)、人身に対する強迫といわれる)、その適用対象は非常に限定されていた<sup>③</sup>。強迫の効果は契約の取消であると一般的には理解

されており、その要件は第一に、強迫行為が違法なものであるということである<sup>④</sup>。そして第二に、強迫と契約締結との間の因果関係が必要であるが、その強迫が契約締結の際の唯一の、あるいは、主たる理由であったことまで必要ではなく、一つの理由であったのであればよいとされる<sup>⑤</sup>。被強迫者によつて強迫の事実が立証されれば、それが締結の理由でなかつたことを強迫者側が立証することになる。

この人身に対する強迫の他、財産に対する強迫 (duress to property または duress of goods)、すなわち一方当事者が相手方の財産を差し押さえるなどして心理的圧迫をくわえ、契約を締結せしめるような場合にも、相手方は契約を取り消すことができるかについて、古い判例には矛盾したものがあったが<sup>⑥</sup>、現在では一定の要件のもとで強迫の成立が認められると考へてよいだろう<sup>⑦</sup>。

さらに、近年においては、相手方の経済的利益に脅威を与える言動により契約を締結せしめる、いわゆる経済的強迫 (economic duress) の場合も、一定の状況においては、契約を取り消しうる<sup>⑧</sup>ことが認められている<sup>⑨</sup>。しかし、経済的圧力は商事取引においてしばしば交渉の手段として用いられ、必ずしも不当なものと考えられない場合もあることから、どのような具体的要件のもとにそれを経済的強迫であるとして、相手方の取消権を認めるかが問題となる。前述のとおり、強迫の要件としては強迫行為の違法性 (illegitimacy) および強迫行為と契約締結との因果関係があげられるが、経済的強迫においては、具体的にいかなる場合において違法性を認定し、商取引において用いられる単なる経済的圧力と区別するのは微妙かつ困難な問題であり<sup>⑩</sup>、また、因果関係も人身に対する強迫の場合と異なつて、強迫が契約締結のひとつの理由であればよいのではなく、被強迫者にとつて実質的に他の選択の余地がなかつたことが必要とされるようである<sup>⑪</sup>。しかし、これらの点は本稿の目的からされるので、これ以上立ち入らないことにする。

## (2) 不当威圧

以上のように、元来コモン・ロー上の強迫は相手方の身体に対して暴力を用いることを告げるなど、きわめて限定された場合にしか適用されなかった。これを補うように、エクイティでは、この強迫の要件を満たさない場合であっても、取引の一方当事者が他方に対して何らかの圧力を用いることによって取引を行わせ、その圧力が容認され得ないと考えられるときには、不当威圧の法理により契約の取消を認めてきた<sup>12</sup>。現在、不当威圧は当事者間の特別な関係の有無によつて二種類に大別され、特別な関係がない場合は現実の不当威圧(actual undue influence)、それがある場合は推定される不当威圧(presumed undue influence)と呼ばれている<sup>13</sup>。

現実の不当威圧とは、実際に一方当事者が他方当事者に対して不当な圧力等を用いることにより独立した意思決定をできないようにして、取引を行わせる場合である。この場合には、契約の取消を主張する者が、相手方の不当な圧力によつて取引したことを立証しなければならぬ。これを立証するために、相手方が自分に影響力を行使しうる状況であつたこと、現実に影響力が行使されたこと、その行使が不当であつたこと、それにより取引がなされたことの証明が必要であるとされている<sup>14</sup>。現実の不当威圧においては、これだけが立証されればよく、問題となる取引が明白に被害者にとつて不利益であることや加害者側の害意を立証することは不要である<sup>15</sup>。具体的にどのような場合に現実の不当威圧が認められるのかは、事案ごとの事実関係を総合的に判断して決定されるため、一般的に述べることはできない<sup>16</sup>。これまで、この類型の不当威圧が認められた事案としては、たとえば、息子が父親の名前で約束手形の裏書きをして銀行に交付したところ、銀行側が息子に対する刑事訴追をほめかして、裏書きの偽造された手形と引き換えに父親に譲渡担保契約を締結させた、といったものがある<sup>17</sup>。

これに対して、不当威圧が推定されるのは、一方当事者が相手方を信頼する特別な関係があり、信頼される当事者

がその信頼を濫用しあるいは影響力を行使することによって、自らの利益をはかる場合である。従来、この類型はさらに二つに分類されてきた。<sup>(18)</sup>この分類を認めたBarclays Bank plc. v. O'Brien事件における貴族院判決<sup>(19)</sup>で、ブラウン・ウィルキンソン卿(Lord Browne-Wilkinson)は、現実の不当威圧を第一類型(Class 1)とし、推定される不当威圧のうち一方を第二A類型(Class 2A)として、「一定の関係(たとえば事務弁護士と依頼人、医療アドバイザーと患者)は、法律上、不当威圧が行われたという推定を生じさせる」と述べ、もう一方の第二B類型(Class 2B)について、「たとえ第二A類型に該当する関係が何ら存在しないとしても、原告が一般的に加害者に対して信頼と信用をおく事実上の関係を立証する場合には、かような関係の存在が不当威圧の推定を生じさせる。それゆえ、第二B類型の事案においては、不当威圧の反証となる証拠が存在しないのであれば、原告は自分が加害者に信頼と信用をおいていたという証拠のみによって、加害者が現実には不当威圧を行使したこと、あるいは問題とされる取引行為に關係してかかる信頼と信用とを濫用したことを立証する必要なしに、問題の取引行為を取り消すことができることとなる」と述べている。<sup>(20)</sup>

しかし、二〇〇一年のRoyal Bank of Scotland plc. v. Etridge (No. 2) 事件における貴族院判決<sup>(21)</sup>は、推定される不当威圧についてのこのような理解を修正する内容を含んでいる。同判決において、ニコルズ卿(Lord Nicholls of Birkenhead)は、不当威圧を不適切な圧力ないし強制の明白な行為の場合と当事者間の関係において一方が他方に対して有する影響力を行使して不公正な利益を得る場合とに大別し、前述の第二類型に相当する後者の場合については、一方が他方に十分な信頼と信用をおく関係であることが立証されれば、信頼される当事者が信頼する当事者に対して影響力を有することが推定され、さらに問題となる取引行為が当該の関係における通常人の通常の動機からは容易に説明できない場合には、当該取引行為について相手方より納得のいく説明がなされない限り、その取引行為が影響力の行使、すなわち不当威圧によりなされたものであると裁判所が推定する、としている。<sup>(22)</sup>したがって、問題となる取

引行為の取消しを求める原告は、自分が相手方に対して十分な信頼と信用をおいていたことおよび取引行為が説明を要するものであることを立証することが必要なものであって、これが立証されれば、相手方に立証責任が転換され、相手方は影響力の濫用がなかったことの証拠を提出しなければならなくなるのである。ただし、こうした立証に基づく推定がなされる場合は別の推定がなされる場合、すなわち一定の関係があれば法律上当然に一方が他方に対して影響力を有すると推定される場合と区別されなければならないとされる。<sup>(23)</sup> そのような関係の例として、ニコルズ卿は、親と子<sup>(24)</sup>、後見人と被後見人<sup>(25)</sup>、信託受益者と受託者<sup>(26)</sup>、事務弁護士と依頼人<sup>(27)</sup>、医師と患者<sup>(28)</sup>をあげている。<sup>(29)</sup> これらの場合、原告は相手方を信頼していたことを立証する必要はなく、以上のような関係があったことを立証すれば、法律上 (as a matter of law)、一方が他方に影響力を有するという推定がなされ、この推定は反証を許さない (irrebuttable) ものとされる。<sup>(30)</sup> しかしこの場合にも、やはり取引行為が説明を要するものであるという立証は必要である。<sup>(30)</sup>

これらのいずれかによつて不当威圧が行われたと推定された場合、相手方がこの推定を覆すには、原告が独立した意思の自由な行使の結果として当該取引行為を行ったことが立証されなければならない。これを立証する一つの形式は、原告が第三者により独立した助言を得ていたことであるが、これも裁判所が考慮する一つの事情にすぎず、そのみによつて常に不当威圧の主張が排斥されるわけではない。また、そうした立証がなくとも、すべての証拠から原告が相手方の影響力から独立して取引を行ったことが認められれば、不当威圧の推定は覆されることになるのである。<sup>(31)</sup>

不当威圧の効果も契約の取消である。この取消権の制限については不実表示と同様であり、また、不当威圧により契約が取り消されても、善意有償の第三者が取得した権利には影響を及ぼさない。<sup>(32)</sup>

### (3) 一九八七年消費者保護規則等による契約の破棄

前述のとおり、イギリスでは強迫および不当威圧の法理は消費者保護という文脈において言及されることはなく、

事業者の圧迫的な販売方法に対する消費者保護の手段としては、一九七四年法、一九八七年規則において認められた消費者の契約破棄権(cancellation right)<sup>(33)</sup>が重要な役割を果たしている。わが国の消費者契約法との対比という目的からは少々それることになるが、ここでこれらの法律に規定された、消費者が契約を破棄できる場合について一瞥しておくことにしたい。<sup>(34)</sup>ただし、それらの適用要件等の詳細にわたって述べる余裕はなく、またそれは筆者の能力を超えることでもあるので、ごく大まかな内容にとどめることにしたい。

#### ① 一九七四年消費者信用法による契約の破棄

一九七四年法はそれまで消費者に対する信用供与を行う事業者を規制してきた法律に代わり、消費者保護のための新たな包括的システムを確立した、一九三箇条からなる、個別法としてはかなり大規模な立法である。本法の適用対象はいわゆる「被規制契約」(regulated agreements)、すなわち一九七七年四月一日以降に締結された、適用除外となる一定の契約以外の消費者信用契約(consumer credit agreement)および消費者賃貸借契約(consumer hire agreement)である(一八九条)<sup>(35)</sup>。被規制契約のうち消費者信用契約は、二万五千ポンド以下の与信契約で債務者が「個人」(individual)の場合である(八条一項)<sup>(37)</sup>。この場合の「個人」には、組合その他法人となっていない団体も含まれる(一八九条)<sup>(38)</sup>。またここでいう与信(credit)には、金銭消費貸借のほか、あらゆる形態の金銭的融通(financial accommodation)が含まれるので(九条一項)、ハイヤー・パーチェス契約や割賦販売契約、所有権留保売買契約などもこれに該当することになる。さらに、契約の目的物に関する限定はないので、信用供与額が二万五千ポンド以下であれば、不動産売買契約であっても本法が適用されることになる。他方、消費者賃貸借契約とは、個人を賃借人とする、(a)ハイヤー・パーチェス契約以外の契約で、(b)三ヶ月以上継続することが可能であり、(c)賃借人の支払総額が二万五千ポンド以下の動産賃貸借契約である(二五条)<sup>(39)</sup>。

これに対して、適用除外となるのは、ごく大まかにいえば、消費者信用契約のうち債権者が地方当局である場合ま

たは保険会社、共済組合、雇用者ないし労働者団体、慈善団体等の一九八九年消費者信用（適用除外契約）命令により特定された団体である場合であり（一六条一項<sup>40</sup>）、かつ、土地ないし家屋の購入のための融資に関連する契約の場合である（同二項<sup>41</sup>）。また、国務大臣にはその他の契約を適用除外とする命令を発する権限が付与されている（同五項）。この命令によつて、債権者が契約の目的物の給付者であるか、または給付者と契約前から営業上の関係がある場合であつて、四回以下、一二ヶ月以内の分割払い契約で、ハイヤー・パーチェス契約、所有権留保売買契約、質権設定契約、土地購入のための融資契約以外の固定額の与信契約は、適用除外とされている。これ以外にもいくつかの契約類型が適用除外とされているが、一般の消費者が分割払いで物を購入しあるいは役務の提供を受ける契約については、本法が適用されることにならう。<sup>42</sup>

これらの「被規制契約」については、契約書の作成に際して当事者双方の署名やすべての契約条項の記載など六一条に規定される要件を満たしていなければ、裁判所の命令による以外に債権者はそれを強行することができない（六五条一項<sup>43</sup>）。また、七四条に規定された、商業を目的としない合意などを除くほか、債務者・賃借人の面前で事業者側から口頭の表示がなされ、債権者側の営業所以外の場所で署名された契約であつて、土地を担保とする合意・土地取得のための融資の合意・土地取得に関連したつなぎ融資の合意以外の契約であれば（六七条）、債権者から契約書の写しを受け取った日から五日以内、あるいは契約書に署名した日から一四日以内に、債務者は契約を破棄することができ（六八条<sup>44</sup>）。六三条二項または六四条一項(b)による場合、債権者は署名された契約書の写しまたは債務者・賃借人の契約破棄権に関する通知を債務者・賃借人に契約成立の日から七日以内に交付しなければならないことになっているので、債務者が契約書に署名してから最長一二日のクーリング・オフ期間があることになる。<sup>45</sup>この期間内に債務者が債権者またはその代理人に対して、書面による契約破棄の通知をすれば、契約破棄の効果が生ずる。<sup>46</sup>その通知が郵便による場合、期間内に投函すれば、たとえ不到達でも効力を生ずることになる（六九条七項）。契約が破棄されると



債務者はすでに支払った金銭の返還を請求することができ、返還までの間、占有する動産に対する留置権を有する。債務者と債権者・供給者契約において取得された動産は、債務者がその給付者に返還しなければならないが、自宅以外の場所における返還に必要はなく、また債権者の書面による要求が要件である(七二条)。ただし、動産を占有する間は、合理的な注意をもって動産の占有を保持する義務があり、義務違反があれば損害賠償の責任を負うことになる。滅失しやすい動産または契約破棄前に消費された消費物等については、債務者に返還義務はない(七二条九項)。

## ② 一九八七年消費者保護規則による契約の破棄

訪問販売に対する規制について一九八五年にEC指令<sup>(47)</sup>が発せられ、イギリスではこれを受けて一九八七年に消費者保護(営業所から離れて締結された契約の破棄)規則が定められることになった。<sup>(48)</sup>この規則の適用対象は、消費者に対する事業者による動産の給付または役務の提供のための契約が、消費者の要請によらないで事業者が消費者等の住居または職場へ訪問中に締結された場合等である(規則三(1))<sup>(49)</sup>。この規則についても定期的な巡回員による家庭での消費のための飲食物その他動産の供給契約や代金が三五ポンド以下の契約などの適用除外がある(規則三(2))<sup>(50)</sup>。事業者は消費者に対して契約破棄の権利がある旨の通知書を交付しなければならず、これが交付されていない場合には、契約を強行することができないものとされる(規則四(1)、ただしこれは消費者信用法により破棄しうる合意とされるものおよび契約条項により消費者に同様の権利が認められるものには適用されない、同(2))。この通知書の記載事項は同規則の付則一(Schedule Part I)に規定されている、事業者の氏名、契約ないし申込みの同一性確認のための整理番号、符号その他の詳細事項、消費者には望む場合に契約を破棄する権利があり、そこに示された相手に締約後七日以内に書面による破棄の通知を送付ないし持参することにより同権利を行使しうる旨の表示、破棄通知がなされるべき相手方の氏名および住所、消費者が望むときは添付の用紙を利用できる旨の表示と、付則二(Schedule Part II)に示され

たあらかじめ用意された契約破棄のための用紙<sup>(51)</sup>の双方を含み、かつ、それらが容易に読むことができるものであること(同(3))、および通知書には日付が記載され、消費者の要請によらない訪問販売の場合等には契約締結時に消費者に交付されることが必要とされており(同(4))<sup>(52)</sup>、これらの要件を満たさないうちも同様に契約の強行ができないものとされている(同(1))。

契約締結から七日以内であれば消費者は事業者等に契約破棄の通知<sup>(53)</sup>をして契約を破棄することができる(同(5))。この通知が郵送された場合、相手方に到達したかどうかにかかわらず、発信されたときに効力を生ずることは消費者信用法におけると同様である(同(7))。破棄された契約は、消費者によって締結されなかったものとして扱われ(同(6))、双方当事者は互いに受領したものの返還義務を負うことになる(規則五、六、七)。この際、支払った代金の返還について消費者が受領した動産の上に留置権を有すること(規則五(2))、占有中の動産については合理的な注意をもって保存する義務を負うこと(規則七(1))、また、消費物を消費した場合などにおいてはその返還義務を負わないが、契約にしたがった代金支払い義務を負うこと(同(2))、事業者の書面による請求によらなければ、消費者には受領した動産を返還する義務はなく、自宅以外の場所において引き渡す義務はないこと(同(3))など、前述した消費者信用法の場合におけると同様である。

一九八七年に定められた当時のこの規則の効果は以上のように民事上のものだけであったが、一九九八年に同規則は改正され、同年一月三十一日からは消費者が契約破棄権を有する旨の通知書の不交付に対して事業者に刑事上の責任も課されるようになった<sup>(54)</sup>。

注

(一) Cheshire, Fifoot & Furmston's Law of Contract 14th ed., Butterworths (2001), p. 338.

- (2) わが国における強迫、不当威圧についての研究としては、たとえば、木下毅『英米契約法の理論』第二版(東京大学出版会、一九八五年)、三四七頁〜三六五頁がある。
- (3) 実際には、現実の暴力が用いられることはまれであり、強迫として問題となるのは、相手方を脅すことにより契約を締結させる場合である。Ibid., p. 337, 338. この類型の強迫には、相手方の生命、健康、自由、身体的快適さに対する脅威が含まれることとなる。John Cartwright, *Unequal Bargaining*, Clarendon Press (1991), p. 153.
- (4) J. Beatson, *Anson's Law of Contract* 28th ed., Oxford University Press (2002), p. 277, G. H. Treitel, *The Law of Contract* 10th ed., Sweet & Maxwell (1999), p. 375. 強迫の効果を契約の「無効」であると見解も主張されているが(D. J. Lanham, "Duress and Void Contracts", 29 M. L. R. 615.) 一般的にはこのように解されているという。ただし、Cheshire, Fifoot & Furmston's *Law of Contract*, op. cit., p. 337. はこの点について十分な近年の先例がないとしている。
- (5) 犯罪ないし不法行為を構成するところの意味において「違法」であることが必要であるとされる。Ibid., p. 338. 人身に対する強迫はそれ自体が違法であるところとなる( Cartwright, op. cit., p. 155.)。その他の類型において、行為そのものの違法性が必要であるところ点については、Ware and De Freville, *Ltd. v. Motor Trade Association and Others* [1921] 3 K. B. 40. 参照。ただし、相手方を脅す行為そのものが合法的なものであっても(たとえば適法に契約の解除権を行使するとか、相手の犯罪行為を告発するなど)、それによってなされる要求が不当なものであれば強迫として契約の取消が認められる。Anson's *Law of Contract*, op. cit., pp. 283-284.
- (6) Barton v. Armstrong [1976] A. C. 104, 118-119, per Lord Cross.
- (7) 財産に対する強迫の成立を否定した判例として Skate v. Beale (1841) 11 A. & E. 983, 113 E. R. 688. があげられる。同事件では不動産賃貸人が延滞賃料一九ポンド一〇シリングの支払いを求めて賃借人の動産を差押え、その支払いに応じなければ延滞賃料回復のための措置をとる旨の表示をしたところ、賃借人はその金額の一部として三ポンド七シリング六ペンスを支払って当該動産の返還を受け、残額一六ポンド二シリング六ペンスの支払いに同意した。しかしその後、賃借人は賃借人からの支払い請求に対して、延滞していた賃料は三ポンド七シリング六ペンスのみであり、残額の支払いについては、同意しなければ賃借人が差押え動産を売却する旨を告げて脅したために同意したものであることを理由にこれを拒否した。この主張について裁判所は、動産の不当な差押えに対しては、他に有効な法的救済手段があるので、これによる強迫は合意を取り消す根拠とならないとして、これを認めなかった。一方、これより一世紀以上前の *Astley v. Reynolds* (1731) 2 Stra. 915, 93 E. R. 939. においては、原告が二〇ポンドの債務について被告に皿を質入れし、三年後に請け戻そうとしたところ、被告が利息として法定利率を上回る一〇ポンドを要求し、原告が本来支払うべき利息を超過していることを知りながら、これを支払って質物の返還を受けたという事実関係の下で、原告からの超過利息の返還請求が認められた。この事件では、超過利息の支払いが強制によるものであり、原

告は意思の自由がなかったことが判決の根拠にあげられている。この点については Jack Beatson, "Duress as a Vitiating Factor in Contract", [1974] C. L. J. 97.

(8) Cheshire, Fifoot & Furmston's Law of Contract, op. cit., p. 338. 及び Skeate v. Beale, supra. 事件を引用してこの類型の強迫は認められなく、Astley v. Reynolds, supra. 事件との矛盾を指摘するところがあるが、財産に対する強迫でもこのも契約の取消は認められ得るとする見解が一般的である。Anson's Law of Contract, op. cit., p. 279, Treitel, op. cit., pp. 375-376, Cartwright, op. cit., pp. 157-158. (これらのあげられた一連の判例は、この類型の強迫についても契約を取り消しうることを明確に認めようとする。たゞ Vantage Navigation Corporation v. Suhail and Saud Bahwan Building Materials Lc. (The Alev) [1989] 1 Lloyd's Rep. 138, 145. 参照。)

(9) Chitty on Contracts 28th ed. Vol. 1, Sweet & Maxwell (1999), pp. 416-419. 及び 経済的強迫を實質的に承認した四つの判決として Occidental Worldwide Investment Corporation v. Skibs A/S Avanti [1976] 1 Lloyd's Rep. 293. (用船契約において、市場暴落後に、用船者が船舶所有者に対して自分には実質的な資産がなく、用船料を引き下げてもらわないと破産する旨を告げて用船料を引き下げさせたという事案。実際には資産がない旨の表示は虚偽であり、カー高等法院裁判官 (Kerr J.) は詐欺に基づき、再交渉された条項の取消を認めたのであるが、経済的な圧力をかけられたことにより契約を締結した場合にも強迫による取消の可能性があることを認めている)、North Ocean Shipping Co. Ltd. v. Hyundai Construction Co. Ltd. [1979] Q. B. 705. (造船契約において、被告造船業者が原告注文者に対して、米ドルで代金が支払われるべきところ、ドルの価値が一〇%下落したためその分の代金増額を要求し、その要求が受け入れられなければ契約を破棄すると告げたという事案。原告はすでに他社と有利な条件で用船契約を結んでいたため、被告に対して異議を述べ、自らの権利を留保して、その要求を黙認した。モカッタ高等法院裁判官 (Mocatta J.) はこの場合は経済的強迫に相当し、原告は代金の一〇%の増額分の支払いを拒絶できるとしたが、本件では原告がそのまま増額分を支払い、船舶の引渡を受けているので、被告に代金額の変更を原告が追認したと信すべき根拠を与えたとして、取消を認めなかった)、Pao On v. Lau Yiu Long [1980] A. C. 614. (建設中のビルディングを所有する私会社の株式保有者である原告と、その私会社の取得を望む被告の間において、原告保有の株式を被告が取得し、その代金を被告会社の株式で支払う旨の契約が締結されたが、原告は取得した株式の六〇%を取得後一年間は譲渡できないこととされていたため、被告が一年後にその株式を一株二・五〇香港ドルで買い戻す旨の特約をしていた。しかし、原告にとってそれがかならずしも有利な取引でないことに気づき、原告はその特約を破棄して、一年後に原告が取得した株式の価格が下落した場合に、被告が損失を補償する契約の締結をせまり、さもなければ原告が保有する株式の譲渡契約を履行しない旨を告げたという事案。被告は原告の要求どおりの契約を締結したが、後に株価の下落分の補償を請求されて、これを拒否したため原告が本訴に及んだ。枢密院は、法原理として経済的強迫が認められることは承認しつつ、被告が弁護士から法律的な助言を得ていたなど、

本件の事実関係においては意思の強制がなかったとして、強迫の主張を退けた。Universe Tankships of Monrovia v. International Transport Workers Federation [1983] A. C. 366. (船員の労働組合が賃金の値上げおよび組合の福祉基金への寄付を船舶所有者に対して求め、入港中の船舶を出港させなかったため、所有者側がこの要求を受け入れたという事案。組合側の要求が違法なものであるかどうか争点となり、福祉基金への寄付の要求については、違法であるとして経済的強迫に基づき、所有者による取消が認められた)をあげている。

(10) 強迫行為の違法性は、まず、当該行為自体が犯罪や不法行為を構成する場合、あるいは犯罪や不法行為を犯すことを告げて強迫する場合などに認められる。そして次に、強迫とされる行為が、たとえば、刑事告発など、不法でない場合にも、それによる要求が不法であれば、その行為は違法性を帯びることになる。Universe Tankships of Monrovia v. International Transport Workers Federation, supra, 401. 行為自体の不法性について、経済的強迫においては、現在の契約を履行しないことを告げて、契約の再交渉を求める場合が主に問題となる。一般的にはこのような行為自体が不法(unlawful)であると評価されるが、事案ごとの個別的事情によつては、たとえば当事者の予見しえなかった事情の変更によつて、一方の当事者が報酬の増額をしてもらわないと契約を続けることが困難であるといった場合や、履行拒絶の権利があると誠実に信じている場合など、必ずしもそうした手段による再交渉の要求が不法と評価されない場合もあり、経済的強迫の認定を困難にしている。Chitty on Contracts, op. cit., pp. 422-425.

(11) 強迫の要件としての強迫行為と締約の意思表示との間の因果関係は、強迫の類型によつてその内容が異なっているようである。人身に対する強迫の場合は、前述のとおり、強迫行為が契約締結の一つの理由であればよいとされたが(Barton v. Armstrong, supra)、「財産に対する強迫の場合には、強迫が締約の重大な理由であることが必要であつて、他に強迫行為をやめさせる法的手段があるときは、強迫による救済をえられないとされる(ただし、法的措置を講ずる時間がない場合は別である。Astley v. Reynolds, supra)」。さらに、「経済的強迫においては、被強迫者が強迫者の要求に従うほかに適切な代替手段がなかったかどうか、被強迫者が独立した助言を得ていたかどうか、強迫がやんだ後速やかに契約を取り消す手続きをとったかどうか、などが考慮されて、被強迫者に選択の余地がなかった場合でなければならぬ。Pao On v. Lau Yiu Long, supra, p. 635, Universe Tankships of Monrovia v. International Transport Workers Federation, supra, p. 400. 締約後、ただちに取消をしたかどうかは、追認の問題とも関係してくるであろう。強迫の効果は取消であるとされているから、強迫がやんだ後に追認したと考えられる場合、また、善意の第三者が目的物の権利を取得した場合には、不実表示と同様に、取消が制限されると考えられる。Cartwright, op. cit., pp. 168-169. また、因果関係の立証責任は、人身に対する強迫の場合は強迫者側にあるが、他の二つの類型においては被強迫者側にあると考えられる。Chitty on Contracts, op. cit., p. 420.

(12) Royal Bank of Scotland plc v. Etridge (No. 2) [2001] 3 W. L. R. 1021, 1029. ただし、不当威圧の法理はエクイティに

おける詐欺の拡張である、いわゆる解釈的詐欺 (constructive fraud) の一類型として発展してきた。エクイティでは、詐欺という言葉が非良心的な取引を指すものとして、広い意味で用いられるのである。Anson's Law of Contract, op. cit., pp. 284, 285. P. V. Baker, P. St. J. Langan, Snell's Equity, 29th ed., Sweet & Maxwell (1990), p. 550 et seq.

(13) このような分類は貴族院における認められたものである。Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra, Barclays Bank plc v. O'Brien [1993] 4 All E. R. 417, 423. ただし、現実の不当威圧の適用においては、当事者間に特別な関係があっても差し支えないとされる (Anson's Law of Contract, op. cit., p. 286.)。また、本文において後に述べるように、従来、推定される不当威圧がさうして二つに分けられ、現実の不当威圧を第一類型 (class 1)、推定される不当威圧を第二A (Class 2A) および第二B (Class 2B) 類型とする分類が認められてきたが、近年、不当威圧が推定されるのは第二A類型だけであり、第二B類型では、事実に関する立証責任が転換されるだけでなく、どう見解が述べられる (Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra, pp. 1030, 1031, Anson's Law of Contract, op. cit., pp. 278, 288.)。

(14) Bank of Credit and Commerce International S. A. v. Abouody [1989] 1 Q. B. 923, 967. (ただし、傍論による)

(15) C. I. B. C. Mortgages plc. v. Pitt [1994] 1 A. C. 200, 209, Bank of Credit and Commerce International S. A. v. Abouody, supra, 970, Cartwright, op. cit., pp. 174-177. しかし、事柄の性質上、取引が無害である場合には不当威圧の問題は通常生ぜず、はじめから取引が不利益なものであったり、後にさうであることが判明した場合に生じやすいと述べられている。Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra, p. 1030.

(16) ただし、強迫のように明らかな強制がなくても不当威圧は認められるので、強迫よりも適用範囲は広くなるであろう。Cartwright, op. cit., pp. 173, 174.

(17) Williams v. Bailey (1866) L. R. 1 H. L. 200. このほか、この類型が認められた事実としては、宗教関係者がその信者に対する精神的支配を通じて寄付をなせしめるものや (Alford v. Skinner [1887] 36 Ch. 145.)、成年に達したばかりの青年が若い知人のいうままに自分の財産を担保に提供したというもの (Smith v. Kay (1859) 7 H. L. C. 750, 11 E. R. 299.)、八四歳の老人が秘書と友人に二八、〇〇〇ポンドの贈与をしたというもの (Re Craig [1971] Ch. 95.) などがあるが、近年は妻が夫の債務の担保のために、婚姻住宅に対する自らの権利に担保権を設定するところが多い (Bank of Credit and Commerce International S. A. v. Abouody, supra, Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra など)。ただし、この場合は担保権設定契約の相手方が金融機関であるため、夫による不当威圧が認められても、夫が金融機関の代理人と考えられるか、あるいは金融機関が不当威圧の事実について悪意または悪意であったと考えられるべき場合にのみ、担保権設定契約の取消が可能である (C. I. B. C. Mortgages plc. v. Pitt, supra.)。このような事案に関する研究として、道垣内弘人「海外金融法の動向 (イングランド)」、妻による夫の債務の保証」金融法研究一一号一一頁(一九九五年)、一二三号一一八頁(一九九七年)、木村仁「イ

ギリス保証契約における不当威圧法理の機能」比較法研究五九号八二頁（一九九七年）などがある。

- (18) 前注(12)参照。
- (19) [1993] 4 All E. R. 417.
- (20) *Ibid.*, p. 423.
- (21) [2001] 3 W. L. R. 1021.
- (22) *Ibid.*, 1029-1033. この判決以前に、National Westminster Bank plc. v. Morgan [1985] A. C. 686. 事件において、スカーマン卿 (Lord Scarman) は、当事者間に信頼関係が存在すること以外に、問題となる取引行為が被害者（原告）にとって明白に不利益 (manifestly disadvantageous) なものであることが立証された場合に、不当威圧が推定されると述べたが、その後、C. I. B. C. Mortgages plc. v. Pitt, *supra*. 事件において、取引行為が不利益なものであることは不当威圧の推定に必要な要素でないとされていた。本判決では、明白な不利益性の要件を否定したこの事件の判決を肯定しつつ (p. 1030.)、National Westminster Bank plc. v. Morgan 事件において述べられたこの要件を、より古い Allcard v. Skinner, *supra*. 事件においてリンドレイ控訴院裁判官 (Lindley L.J.) の用いた表現によって適切な形に修正したものと考えられる。当事者間の信頼関係だけを要件として不当威圧を認めるとすれば、その影響があまりに広範囲に及ぶことがその実質的な理由である (p. 1032-1033.)。
- (23) 本判決ではこのような場合を「一方当事者が弱く依存的な (vulnerable and dependent) 他方に対して影響力を獲得し、さらに圧力を受けた人または弱い人による多額の贈与が通常は予期されるべきでない一定の種類の関係」であるとして、「法が断固として保護する態度をとってきた」と述べている (p. 1031)。これは前述の第二A類型に相当するものであり、これとあわせていわゆる第二B類型も推定される不当威圧 (presumed undue influence) と呼ばれてきたが、これは現実の不当威圧との対比で用いられた呼び方であって、「推定」という言葉がやや混乱をもたらすものであると指摘されている。それは、第二A類型では、一方が他方に対して影響力を有することの推定に対する反証が許されないが、第二B類型においては信頼関係の存在と取引の性質が説明を要することを原告が立証することにより不当威圧の推定がなされて立証責任が転換されるだけで、反証は許されるという違いがあるからである。イギリスでは、“presumption” という語がわが国における「みなす」と「推定」の両方の場合で用いられることがあるので、このような混乱が生じることになるのである。わが国の用語法では、第二A類型の場合は一方が他方に対して影響力を有すると「みなす」ということになり、第二B類型において不当威圧が「推定」されるということになる。
- (24) Bainbridge v. Browne (1881) 18 Ch. D. 188.
- (25) Hylton v. Hylton (1754) 2 Ves. Sen. 547, 28 E. R. 349.
- (26) Ellis v. Barker (1871) L. R. 7 Ch. App. 104.

- (27) Wright v. Carter [1903] 1 Ch. 27.
- (28) Radcliffe v. Price (1902) 18 T. L. R. 466.
- (29) Royal Bank of Scotland plc. v. Etridge, supra. p.1031, para 18. この点、Chitty on Contracts, op. cit., pp. 441, 442. では、宗教上の指導者などの助言を受ける立場にある者 (Allcard v. Skinner, supra.) 一定の場合には婚約者同士 (Re Lloyds Bank Ltd. [1931] 1 Ch. 289.) もこの場合に含まれるとされている。しかし、夫婦がこの関係に属さないことは確立されている (Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra, p. 1032.)。
- (30) Anson's Law of Contract, op. cit., p. 288.
- (31) Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra, p. 1032.
- (32) Anson's Law of Contract, op. cit., p. 293-296. したがって、悪意の第三者あるいは悪意と同視される第三者の権利は取消によって失われることになる。
- (33) "cancel" という語はそもそも書類に線を引いてその効果を否定することを意味する (Jowitt's Dictionary of English Law, 2nd ed.)。契約を "cancel" するという場合の訳語として「解除」を当てることも考えられるが、ここでは債務不履行があった場合の "cancel" ではなく、また消費者側からの一方的な契約の否定を意味するものであることから、さしあたり「破棄」と訳しておくことにする。これはまた、本来の語義に忠実な訳でもあると考えられる。
- (34) 一九七四年法については、加藤良三『イギリス消費者信用法』(千倉書房、一九七七年)において詳細な紹介がなされている。また、一九八三年の時点における現地調査をふまえた報告として、中坊公平他編『クレジット法の理論と実際』第一部第二章第二節 イギリス—統一消費者信用法 (CCA・一九七四)と規制の現状—(金子武嗣・板東俊矢)(信山社、一九九〇年)がある。なお、以下の記述は Brian W. Harvey & Deborah L. Parry, The Law of Consumer Protection and Fair Trading 6th ed., Butterworths, 2000, pp. 296-300, 315-322. による。
- (35) Moneylenders Acts, Bills of Sale Acts, Pawnbrokers Acts, Hire-Purchase Actsなどがそこに含まれる。
- (36) 一八九条は、本法で用いられる語句の定義を集めた規定である。一九七七年四月一日以降に締結された契約という要件は、一九七七年消費者信用法命令 (Consumer Credit Act, 1974 (Commencement No. 2) Order, 1977, SI 1977/325) による。
- (37) 八条二項による二万五千ポンド以下という要件は当初一万五千ポンドとされていたのが一九九八年消費者信用(金額制限の増加)命令 (Consumer Credit (Increase of Monetary Limits) Order 1998, SI 1998/996) によって変更されたものである。
- (38) つまり、法人が債務者となる場合のみが除外されることになる。これは小規模の事業者が債務者である場合に対しても本法の適用対象を広げる趣旨であるが、このような基準によって適用範囲を定めることについては、法人以外の事業者が取引をする場合に、相手方にはその属性を判断することが困難なので、すべてのそうした「個人」に本法の保護を及ぼすほうがよいという考



とにより正当化される (Geraint G. Howells & Stephen Weatherill, *Consumer Protection Law*, Dartmouth, 1995, pp. 240-241.)。

(39) この二万五千ポンドという額も前注(38)と同様に、一九九八年の命令で引き上げられた額である。

(40) *Consumer Credit (Exempt Agreement) Order 1989, SI 1989/869* には、このほかに土地開発会社、一般法律において個別に言及された法人、一九八五年住宅法 (*Housing Act, 1985*) 等に基づいて定められた命令において個別に言及された法人、住宅金融組合、認可施設またはそのような施設の完全所有する付属施設が債権者である場合を定めている。

(41) 一六条二項は、(a)土地の取得のための融資契約、または土地譲渡抵当によって担保された、当該土地上の住宅供給のための融資契約であつて、給付者が債権者であるか債権者との間にすでに関係が存在する場合 (*debtor-creditor-supplier agreement* 債権者と債権者・供給者契約)、(b)土地譲渡抵当により担保された、給付者でない債権者と債務者間の契約 (*debtor-creditor agreement* 債務者と債権者契約)の場合、(c) (a)に該当する契約に関連する取引 (*a linked transaction*) のための融資を目的とする、債務者と債権者・供給者間の契約、(b)に該当する土地取得ないし住宅供給のための融資契約に関連する取引のための融資を目的とする、債務者と債権者・供給者間の契約の場合にのみ一項が適用されるとしている。実際の規定はさらに複雑になつており、債務者と債権者供給者契約、債務者と債権者契約の定義はそれぞれ一二条、一三条に、関連する取引の定義は一九条に規定されているが、ここでは省略する。

(42) このほか、消費者信用法一六条六A項は、債権者が住宅当局 (*housing authority*) であり、土地譲渡抵当により担保された消費者信用契約を適用除外としており、一九八九年消費者信用(適用除外契約)命令は、債務者の一回の弁済期が一定の期間ごとに到来する、継続相互勘定の債務者と債権者・供給者契約(三条一項(a)(ii))、制定法により、電気、ガス、水道の供給を認められた法人が所有者としてメーカーを賃貸する契約(同六条)などを適用除外としている。同命令にはさらに複雑な規定により適用除外とされる場合が詳細に定められている。

(43) このほか、債務者ないし賃借人の署名のために契約書が提示された際に、そのすべての契約条項が容易に読めるものであることが要求されている。また、土地譲渡抵当により債務が担保される場合であつても、五八条に規定された署名前における消費者の撤回権の通知などの要件を満たしていない場合も同様である。

(44) 六八条では、六三条二項に基づく契約書の写しまたは六四条一項(b)に基づく債務者・賃借人が契約破棄権を有する旨の郵便による通知を債務者・賃借人が受け取つてから五日以内、六四条四項に基づいて定められた規則によつて六四条一項(b)が適用されない場合には、債務者・賃借人が契約書に署名してから一四日以内は契約破棄の通知をなし得るとしている。

(45) 六四条一項(b)に基づく契約破棄権の通知の場合は、郵便によることが必要である。

(46) この契約破棄の通知はどのように表現されていても、また債権者による破棄権行使の態様に関する通知に従つたものであると

ないにもかかわらず、債務者・賃借人の契約撤回の意思が示されていればよく、これにより主たる契約とともにそれと「関連する」取引も効力を失うことになる(六九条一項)。ただし、保険契約、動産保証契約、主たる契約に従って開設された当座預金・貯蓄預金(current and deposit accounts)には契約破棄の効力は及ばない。

(47) 85/577/EEC.

(48) Consumer Protection (Cancellation of Contracts Concluded away from Business Premises) Regulations 1987, SI 1987/2117. この規則は一九八八年および一九九八年にそれぞれ改正されている。SI 1988/958, 1998/3050.

(49) このほか、消費者の住居または職場へ消費者の明示の要請により事業者が訪問している場合であっても、問題となる契約が消費者の要請したことに關するもの以外の動産または役務についてのものであつて、消費者による訪問要請時において消費者がかかる動産・役務が当該事業者の営業活動の一部をなすことを知らなかつたか、合理的に知り得なかつた場合、事業者がその営業所から離れたところで組織的に行う訪問販売の際に締結された契約、また、これらの状況における事業者による動産・役務の提供に關して消費者が申込みをした後に締結された契約が適用対象となつてゐる。

(50) 適用除外となる契約(an excepted contract)は、このほか土地の売買その他の処分、賃貸借、讓渡抵当を目的とする契約、土地取得のための融資契約、土地取得に關するつなぎ融資、地上建物の建築増築等のための契約、事業者のカatalogに事業者がいなくても消費者が容易に読めるように契約条項が記載され、両当事者が問題の取引に關して継続的な關係を維持する意圖を有し、カatalogおよび契約書に本規則と同様の消費者による契約破棄権を示す通知が含まれてゐる契約、一九八二年保険会社法が適用される保険契約、一九八六年投資サービス法の意味における投資契約、一九八七年銀行業法の意味における預金契約、ハイヤー・パーチェスないし所有權留保売買をのぞき、一九七四年消費者信用法の意味における三五ポンドを超えない与信契約等である。

(51) 付則二の規定する契約破棄の書式には、「あなたが契約を破棄することを望む場合にのみこの用紙の空欄に必要事項を記載し、切り離して、戻してください」という文言の下に、事業者が記入すべき、用紙を返戻する相手方の氏名および住所の欄、「私(私たち)はここに私(私たち)が私(私たち)の契約を破棄することを望む旨通知いたします」という文言、その下には事業者が契約・申込みの同一性確認のための整理番号等を記入すべき空欄、消費者の署名欄、日付を記入する欄がもうけられてゐる。消費者の破棄権の通知書にこうした書式があらかじめ含まれてゐることが事業者に要求されてゐるので、契約締結後七日以内という短い期間制限があつても、消費者は容易に契約破棄をすることができるであらう。

(52) 訪問販売等において消費者が申込みをする場合(規則三(1)(c))には、消費者による申込みの時にこの通知書が交付される必要があるとある。

(53) この通知はどのように表現されていても、また付則二に規定された契約破棄用紙の形式に従つたものであるかないかに関わら

ず、消費者の契約破棄の意思が示されていれればよい。

(54) 一九九八年に付加された規則四Aにより、要件に従った通知書を規定どおりに交付しなかった事業者には、陪審によらない有罪判決(summary conviction)により罰金刑が科されることになる。

#### 四 イギリス法との比較における消費者契約法

以上、やや長くなつたが、イギリス契約法において消費者保護の機能を果たす諸制度についての概観を行つた。ここまで述べたところから、わが国の消費者契約法における規制との違いは明らかになつたと信じるが、ここでは両者の相違のまとめとして、はじめに述べたとおり、消費者契約法における「誤認」による取消、「困惑」による取消、不当条項規制と不実表示、不当威圧、不公正契約条項法とをそれぞれ簡単に比較することにしよう。

##### 1 「誤認」による取消と不実表示

「はじめに」において述べたように、消費者契約法四条一、二項に規定される事業者の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知による消費者の誤認の場合に消費者に契約取消権を認めるというのは、英米法の不実表示の法理の影響であるという指摘がある。<sup>1)</sup>しかし、これまで見てきたところから両者の間にその要件と効果の双方において大きな違いがあるように思われる。そこで要件と効果とに分けて両者を比較することとする。

##### (1) 要件の比較

消費者契約法の「誤認」類型における取消は、詐欺の拡張という位置づけにより、事業者の積極的な表示による場

合には、主観的要件の面において故意を不要とすることで要件の緩和がはかられる一方、消費者の誤認を惹起する事業者の行為態様に関する客観的要件では、「勧誘」の際になされる「重要事項」についての「不実告知」、「契約の目的物」に関して消費者が将来受け取るべき不確実な財産上の利得についての「断定的判断の提供」の二類型に限定されている。また、事業者の不作为による誤認惹起については、三条において事業者の一般的な情報提供義務が法的効果を伴わない努力義務とされ、事業者が消費者に利益となる事実を告げた場合における、「重要事項」に関する消費者にとって「不利益となる事実についての故意の不告知」を要件としており、これはいわゆる沈黙による詐欺の要件を緩和したともいえない内容になっている。<sup>(2)</sup> 以下、それぞれについてみてみることにしよう。

### ① 不実告知

「誤認」を惹起する三類型のなかでもっとも適用範囲が広い不実告知の要件をイギリスの不実表示の要件と対比してみると、不実告知においては誤認惹起行為が「当該消費者契約の締結を勧誘するに際して行われること」が要件とされているが不実表示においてはそのような限定の仕方がなされていないこと、不実告知の場合は重要事項に関するものに限定されているのに対して、不実表示では表示と契約締結との因果関係および表示の重大性 (materiality) という限定の仕方がされていることに気がつくであろう。

このうち、まず、不実告知の「勧誘するに際して」という要件については、個別の契約締結の勧誘の過程において表示されたことを意味するものとされ、具体的には広告、パンフレット、説明書等は個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられないとして、適用対象から除外されると考えられている。<sup>(3)</sup> 一方、不実表示の法理では、適用対象となるのは契約締結前の事実についての表示であることとされており、表示の態様は特に問題とされていないので、広告やパンフレットの類が常に不実表示法理の適用対象から除外されるということはないであろう。<sup>(4)</sup>

次に、不実告知が重要事項についてのものでなければならぬという要件に関しては、不実表示も重大なものであ

ることが必要とされるため、一見したところ両者の差異があまりないように思えるが、この重要事項と重大性とはその意味するところが大きく異なっている。不実告知の重要事項は、消費者契約法四条四項において「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質・用途その他の内容」、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの取引条件」であつて、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」とされており、ほぼ契約の目的となるものの内容とその対価等の取引条件についての表示に限定されている<sup>⑤</sup>。これに対して、不実表示における重大性は、表示の対象となるものをそうした事項に限定する趣旨ではなく、不実表示と契約締結との間のかなり緩やかな因果関係の要件を限定するものである。つまり、不実表示法理においては、当該不実表示が契約締結の一つの理由であればよく、しかも決定的な理由である必要はないので、適用対象となる表示がかなり広範囲に及ぶことになる。そこで、当該不実表示が被表示者を契約締結に誘引しただけでなく、同じ不実表示によつて合理人 (reasonable man) も契約締結に誘引されたであろうと考えられる場合に、その不実表示は重大性の要件を満たす、として被表示者の個人的な状況により不実表示と契約締結の因果関係を認めることを回避しようというものである<sup>⑥</sup>。したがつて、重大性の要件は、不実表示の対象を契約の目的となるものの質・用途・対価等だけに限定しようとするものではない。この点で、不実表示は不実告知に比べて適用範囲が広いといえるであろう。

また、不実告知が適用されるのは、表示が債務の内容とならない場合に限るとされているが、そもそも「重要事項」と債務内容の関係が明確でなく、すでに指摘されているように、ここで「重要事項」とされているものは債務の内容をなすものであるようにも思われる<sup>⑧</sup>。もしそうであるとすれば、実際には不実告知適用の余地はなくなるのであり、消費者契約法四条一項一号は無意味な規定ということになるから、両者は区別されるべきものと考えなければならぬ。そして、同規定は「重要事項」についての表示であり、かつ、それが債務の内容とならない場合のみ適用され

ると解釈されるべきことになろう。しかし、「重要事項」に関するいかなる表示が債務の内容となり、いかなる表示がそうならないのかはわかりにくい。これに対して、イギリスでは、契約の種類によって若干異なるが、動産の引渡を伴う契約では、その動産の質、用途等が一定の基準を満たすべきことはそれについての表示の有無にかかわらず推認条項によって契約内容となり、また目的動産についての説明的記述も同様に契約内容とされるので、<sup>9)</sup> 契約の目的物の品質や用途が法定の基準を満たしていなかったり、表示されたところと異なったりしていた場合には、不実表示の法理を援用するまでもなく、消費者は契約違反として事業者に対し損害賠償を請求できることになる。<sup>10)</sup> 不実表示の法理が機能するのは、むしろ、契約の目的となるものに関する事項以外についての表示、すなわち契約条項とはならない表示が事実と異なる場合なのである。<sup>11)</sup> そうすると、債務の内容以外についての表示を対象とするという表現においては不実告知も不実表示も同じであるが、債務の内容についての理解が異なっており、かつ、不実告知においてはその対象を重要事項に関する表示に限定するという点が不実表示とは決定的に異なっているといえよう。

## ② 断定的判断の提供

イギリスでは不実表示法の中にこの類型に相当するものはないのではないかと思われる。消費者が将来受け取るべき金額その他の不確実な事項について事業者が断定的に述べる場合には、その金額を消費者がえられることを保証したことになる、契約条項と判断される可能性があるだろう。そのように考えられるのであれば、断定的に述べられたことが実現しないときは、契約違反として損害賠償の請求が認められることになる。それが契約内容とならない場合であっても、不確実な事項を断定的に述べているのであるから不実表示の要件、すなわちその表示が消費者を契約に誘引したと、重大なものであること、を満たすかぎり、不実表示として取消が可能であり、表示者の主観的態様によつては損害賠償の請求も認められることになろう。<sup>12)</sup>

## ③ 不利益事実の不告知

イギリスにおいても、事業者に一般的な情報提供義務はなく、この点ではわが国と変わらないように思えるが、実際には契約類型によって一方当事者に重要な情報の開示義務があるとされていること、および、不実表示法理における表示の意味がかなり広く解されており、うなずいたりほほえんだりといった身振りや、一部の事実だけを告げ相手に誤解を与えるような表示も不実表示となりうることから、ある程度、情報を開示しないことによる不実表示も認められる余地があるであろう。消費者契約法の不利益事実の不告知類型はかなり要件が厳格に規定されており、このようなケースはイギリスにおいては少なくとも一部の事実 (half truth) を告げて相手に誤解を与える不実表示として取消が可能であると考えられる。

いずれにせよ、契約の重要な部分については推認条項により、表示の有無にかかわらず契約内容とされることになるので、それらの事項について法定の基準を満たさない場合には、契約違反としての処理が可能である。したがって、不利益事実の不告知類型が問題となるケースはイギリスでは契約違反ないし不実表示によってカバーされることになるのであり、この点でも消費者契約法の要件がイギリス法よりも狭い範囲しか対象となしえないといえるであろう。

## (2) 効果の比較

以上、要件の面ではイギリス法に比して、わが国の消費者契約法がかなり限定されたものであることがわかったが、効果の面ではどうかであろうか。もちろん、わが国において以上の「誤認」類型に該当する場合でも、イギリスにおいて推認条項による処理が行われうる場合は契約違反となり、契約の解除および損害賠償の請求が可能である。

消費者契約法の「誤認」類型と不実表示の効果を比較してみると、どちらも契約の取消となっており、この点は違いない。しかし、不実表示法理では、表示者の主観的態様によりさらに善意不実表示と詐欺的ないし過失的不実表

示に分類され、後二者の場合には取消に加えて損害賠償の請求も可能である。つまり、事業者が善意無過失のときには契約の取消し、原状回復を請求することだけで済むだけであるが、善意有過失であれば損害賠償の請求ができるのである。<sup>(13)</sup> 故意がある場合には日英いずれでも詐欺となるであろうから、大きく異なるのは事業者側に過失がある場合ということになる。この場合に日本では不当利得の法理によって消費者側も一定の負担を強いられることがあるのに対して、イギリスでは事業者に対して損害賠償を請求できるのである。

## 2 「困惑」による取消と不当威圧

消費者契約法における「困惑」類型は、イギリスにおける不当威圧の法理による影響を受けたものであるという指摘がなされていることは既述のとおりである。<sup>(14)</sup> 確かに不当威圧も、先に見たような、要件が厳格なコモン・ロー上の強迫を緩和するものとして、エクイティーにおいて、発展してきた法理であるから、「困惑」類型が強迫の拡張として位置づけられているということは、不当威圧を参考にしたものであるといえるかもしれない。しかし、この両者を単純に見比べただけでもその違いは明白であろう。この場合の相違がその要件の広狭にあることはいうまでもない。

「困惑」類型における事業者の行為態様に関する要件は、不退去・監禁に限定されている（しかも、消費者が事業者に対し、退去すべき旨あるいは自らが退去する旨の意思表示をした場合に限られる）。一方、不当威圧は事実上の不当威圧と推定される不当威圧とに分類され、推定される不当威圧の場合は、当事者間の特別な関係により、一方が他方に不当な影響を与えていることが推定されるような場合であつて、「困惑」類型とはやや異質な制度であるといえよう。<sup>(15)</sup> したがって、対比されるべきは事実上の不当威圧ということになる。この事実上の不当威圧についてイギリスの裁判所は、一方当事者の不退去・監禁というような具体的な行為態様を要件としておらず、あくまで一方当事者の不当な影響力によって他方当事者が独立した意思決定ができないこと、といった抽象的な基準によって判断しているのであ



る。むしろ、イギリスでは要件をあまり限定せずに生起しうる様々な事態に対して、柔軟に判断できるようにするという姿勢がとられている。<sup>(16)</sup> この点はわが国と対照的であるといえよう。こうした要件の違いは、事実上の不当威圧においてさえも、「困惑」類型との質的な違いをもたらすのではないだろうか。<sup>(17)</sup>

ところで、イギリスでは、強迫・不当威圧といった制度が必ずしも消費者保護の制度として位置づけられていないことは前述した。これは、事業者の行き過ぎた勧誘に対して、三(3)においてみたように、消費者保護規則等によるクーリング・オフの制度が有効に機能しているということであろうか。<sup>(18)</sup> あるいは、推認条項や不実表示、不公正契約条項法などによって、十分対処しうるということかもしれない。そのような関連する他の制度との適用関係という面から見ると、「困惑」類型に該当するような行為は犯罪の構成要件に該当する場合もあるであろうし、<sup>(19)</sup> そのような行為によつて獲得された契約の取消のために、あえて特別法による特殊な類型の設定がなされなければならないというのは、他の制度の要件の解釈があまりに厳格すぎることを示すものではないだろうか。このようなケースは、本来、九〇条によつて対処できてしかるべきであろう。立法論としては、強迫の故意の立証の困難さを緩和することが目的であれば、このように事業者の行為態様を極端に限定すべきではなく、むしろ消費者が十分に考えて判断することのできる状況にあつたかどうかを基準として取消を認めるべきではないかと思われる。それと同時に特定商取引法等のクーリング・オフ制度を消費者にとつてより利用しやすくすることも必要であろう。

### 3 不当条項規制と不公正契約条項法

消費者契約法の不当条項規制のうち、八条による事業者の免責条項の効力制限は、その方式が不公正契約条項法と類似するものであることははじめに述べた。しかし、ここでも規制内容には違いが見られる。消費者契約法において無効とされる免責条項は、事業者がその債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任について、全部免責とする条

項と、事業者の故意・重過失がある場合について、これらの責任の一部を免責する条項であるのに対して、不公正契約条項法では、動産売買法等による推認条項に基づく事業者側の責任を一部でも制限する条項はすべて無効とされている。したがって、消費者契約法では事業者の軽過失による責任を制限する条項は可能であることになるが、不公正契約条項法においては、これらの推認条項による責任に限り、一切の免責が認められないのである。

そもそも債務不履行責任および瑕疵担保責任とイギリスにおける動産の給付に関する推認条項による責任とは、その内容が異なっている点に注意すべきである。推認条項による責任は、厳格責任（つまり売主等の帰責事由は不要である）である点で債務不履行責任より重く、履行利益の賠償が認められる点で瑕疵担保責任より重い。<sup>20</sup> イギリスではこうした責任が、消費者に対する契約では一切制限できないことになっているのであり、これが消費者保護という目的にとって効果的であることは容易に想像できる。この点、通常の過失による事業者の責任を制限することを認め、かかる責任制限条項の妥当性を一〇条の一般条項にゆだねる消費者契約法の不当条項規制は不徹底であるといえるべきであろう。

ただし、イギリスにおいて推認条項による責任が制限されないとされる契約類型は動産の給付を伴う契約だけであり、そのほか一切の制限が認められないのはネグリジェンスによる生命・身体に対する損害についての責任および消費者等の権利行使を困難にする条項等のみであって、それ以外の免責・責任制限条項や動産売買でも推認条項の対象となっていない事項についての条項などは合理性の要件を満たすかぎり認められるなど、不公正契約条項法の規制の方式はかなり複雑である。さらに、EC指令を受けて制定された消費者契約における不公正条項規則も重疊的に適用され、同規則は不公正契約条項法と適用範囲が異なり、公正さを判断基準とした一般条項により条項の不当性を判断するため、この分野におけるイギリスの法制度はいつそう複雑さを増しているといえる。<sup>21</sup>

イギリスにおけるこうした規制の複雑さに比べれば、消費者契約法の規制の仕方は簡潔でわかりやすいものであり、

その点は評価されてよいであろう。しかし、以上に見たところだけでも、消費者契約法の不当条項規制の内容はイギリスに比べて事業者に有利なものとなっていることがわかる。また、一〇条の一般条項による規制も消費者契約法では任意規定と信義則を基準とするのみで、いかなる条項が無効となるかについての判断は必ずしも容易でないと思われるが、イギリスでは合理性の判断基準による際に考慮されるべき具体的事項が付則によって定められており、抽象的な基準によるとしても、その判断がしやすくなっているといえるだろう。<sup>22)</sup>

注

(1) 一2 (本誌第三一巻一・二合併号一一四頁) において潮見教授が述べられた見解として紹介した。もつとも同教授は「英米法の影響」としながらも「特にアメリカ法」と断られているので、ここでイギリス法との比較において大いに異なる点があるというのは、やや筋違いかもしれない。しかし、この点については、アメリカ法も基本的な構造がイギリス法と同様であるので、やはり本文に述べるようなことを指摘しうるのではないかと考えられる。

(2) 周知のとおり、沈黙による詐欺について下級審の判例ではあるが、居住家屋を建築する目的で買主が土地を購入することを知りながら、売主が当該土地の法令による使用制限について沈黙していたことにより詐欺の成立を認めたものがあり(東京地判昭五三・一〇・一六下民集二九卷九〇二二号三二〇頁)、また、一般に学説は沈黙も欺罔行為になりうるものであり、それが違法なものであれば沈黙による詐欺が成立するとしている。これに対して不利益事実の不告知については、その対象となる事項が重要事項であり、かつ当該利益となる事実を告げることにより、通常、消費者がそれを存在するとは考えない不利益な事実という、きわめて限定的な要件を課している。

(3) 内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法「補訂版」』(商事法務、二〇〇三年)、六七頁。以下、『逐条解説』として引用する。

(4) これらの媒体による表示は、その内容によっては契約内容とされることもあるだろう。

(5) その他の取引条件の例として「価格の支払時期、契約の目的となるものの引渡・移転・提供の時期、取引個数、配送・景品類提供の有無、契約の解除に関する事項、保証・修理・回収の条件等」があげられている(『逐条解説』一〇四頁)。

(6) この因果関係と重大性という要件は、わが国の要素の錯誤の判断基準と共通するもののようにも思われるが、要素の錯誤では当該錯誤がなければ問題となる意思表示をしなかったであろうという意味での因果関係が要求されるのに対して、不実表示では

その表示が少なくとも被表示者にとって、契約締結の一つの理由であればよいとされる点で、不実表示における因果関係の要件が要素の錯誤の要件としての因果関係よりも緩やかなものであることが理解されるであろう。

(7) 『逐条解説』七一頁。立法担当者のこのような解説からは、わが国において契約の目的となるものの質や用途についての表示、対価、取引条件が直ちに債務の内容となるものではないという認識がうかがわれる。イギリスにおいてこれらの表示は、たとえ口頭でなされたとしても、契約条項として扱われ、その違反に対しては契約の解除・損害賠償が認められることになるであろう。

(8) 星野英一『消費者契約法(仮称)の具体的内容について』を讀んで「NBL六八三号(二〇〇〇年)八、九頁は、まだ立法化される前の中間報告の内容についてのものであるが、「重要事項」についてはほぼ同じ内容で条文化されている。

(9) その他の契約類型についても契約の目的となるものの質、用途等についての表示は契約内容となるであろう。

(10) このほか、住宅が契約の目的物である場合には、請負業者が当該住宅を人の居住に適するように適切な材料を用いて、職人ないし専門家らしい仕方 で建築すべき旨の推認条項が規定され (Defective Premises Act, 1972, s. 1)、また、役務の提供が契約の目的である場合には、役務提供者が合理的な注意と技術とをもって役務を提供すべき旨の推認条項が規定されていること (Supply of Goods and Services Act, 1982, s. 13) すでに述べたとおりである。

(11) 契約内容についての表示が事実でない場合も、不実表示によって契約を取り消すことは可能であること既述のとおりである (Misrepresentation Act, 1967, s. 1)。

(12) そもそも、事業者が不確実な事項をそうと知りながら確実であると述べるのであれば、詐欺的不実表示(詐欺)になるであろうし、不確実なことを確実だと信じて断定的に述べたとしても、そう信じるべき合理的な根拠がなければ過失的不実表示となつて、事業者は損害賠償の責任を負うことになるであろう。ただし、金融商品の販売に関するかぎり、わが国においても金融商品販売法に規定された重要事項について金融商品販売業者が説明をする義務を負い、これを怠つたことにより顧客に損害が生じた場合には、金融商品販売業者が損害賠償義務を負うことになっているので(金融商品販売法四条)、この点ではそう大きな違いはないのかもしれない。

(13) この損害賠償が不法行為の効果としての性質を有するものであることは既に述べたとおりである。また、善意不実表示の場合であつても、裁判所には取消に代えて損害賠償を認める裁量権があることが注意されるべきである。

(14) これも潮見教授による指摘としてはじめに紹介した。注(一)参照。

(15) 推定される不当威圧においては、事業者対消費者の契約が当然に不当威圧の推定を受けるものとはされておらず、当事者間の関係が特別なものと認められる場合にはそうした取り扱いも可能であろうが、そうした判例は見あたらない。

(16) Royal Bank of Scotland plc v. Etridge, supra, p. 1030. では、ニコルズ卿が推定される不当威圧の要件である両当事者間の関係をすべて列挙することはできず、無限の多様性がある旨を述べている。問題は当該の関係が形式的にどう分類されるか

はなく、一方が他方に信頼を置く関係という実質があつたかどうかということであるという態度は、一定の行為の外形の存否によつて判断しようとする消費者契約法の規定とは全く異なっている。

(17) 「困惑」類型では、要件の明確化にこだわるあまり、事業者と消費者のきわめて限定された行為の存否が取消権の判断に際して決定的なファクターとなるのに対して、事実上の不当威圧では、相手より影響を受けた当事者が自らの独立した判断で契約を締結したかどうかという実質的な基準によつて判断されることになるのである。このような違いは事業者が法律上禁じられた行為をしたかしなかつたかという点に着目して消費者の意思表示の効力を定めるのか、消費者の意思がどのように形成されたのかに着目して意思表示の効力を決定するのか、という着眼点の違いによるものである。その結果、「困惑」類型では、事業者が要件に該当する行為さえしなければ消費者が独立した判断をしたかどうかにかかわらず、取消を認めないということになり、「両制度の性質が違ったものになつていと思われるのである。

(18) 消費者にクーリング・オフの権利がある旨の通知書を交付すべき義務とともに、権利行使のための用紙が添付されなければならないとされているので、消費者はその用紙を使って簡単に契約を破棄することができる。この点では、権利があつてもその行使方法が一般の消費者にあまり知られていないといえなわが国よりも、イギリスの制度の方が有効に機能しうることは容易に想像できる。ただし、通知書を発信したことの証明がどうなつていのかについては残念ながら調べる余裕がなかつた。

(19) 刑法一三〇条後段、二二〇条が適用可能な場合もあるであろう。また、犯罪と評価されないとしても、これらの行為は特定商取引法によつて禁止されており、禁止行為によつて獲得された契約については、消費者が独立した判断をしていないという推定をするなどして(事業者側にその点についての立証責任を負わせる)、取消を認めるべきであろう。

(20) 瑕疵担保責任による損害賠償の範囲については学説上議論のあるところであり、判例も上級審の立場は明らかではない。しかし、下級審においてははいわゆる対価的制限説をとるもの(東京高判昭二三・七・一九高民集一卷二号一〇六頁)と信頼利益説をとるもの(大阪高判昭三五・八・九高民集一三巻五号五一三頁)があり、履行利益の賠償は認められていない。

(21) ただし、消費者契約における不公正条項規則における公正さの判断基準について、現行の規則の前身である一九九四年規則においては、考慮されるべき事項が示され、その内容は不公正契約条項法における合理性判断の考慮事項ときわめて似かよつた内容であつた。現規則ではそれらの事項は削除されているが、現実に裁判官が判断する際には同様の基準を用いることも考えられるので、実質的に両者の判断は同じ基準によることになることもありうるだろう。

(22) この他、イギリスでは当然と考えられている不明確準則などが消費者契約法に導入されなかつた点でも消費者にとつて十分な利益擁護にならないといえるだろう。

## 五 むすびにかえて

以上でわが国の消費者契約法とイギリス契約法における消費者保護法制との比較を終えることにしたい。筆者の力のなさから、両者の詳細な比較、検討はできなかつたが、これまで紹介してきたところから、以下の点だけは明らかになったであろうと信ずる。それは、消費者契約法における「誤認」類型は重要事項に関する表示という要件を入れたことにより、不実表示とは機能する主要な場面が異なることになったということ、「困惑」類型では行為態様に関する要件を二つの類型に限定したため、不当威圧に比べてその適用範囲が非常に狭く、むしろ異質といつていい制度になつてゐること、および、不当条項規制では軽過失があつた場合の責任制限条項の効力に違いがあり、また、一般条項による規制においても十分に具体的な基準が示されていないこと、である。いずれも、消費者契約法において、より事業者側の利益が配慮されていることは明らかである。

このことから、直ちに、イギリス並みに消費者を保護すべきであるということにはならないが、消費者契約法の第一条に規定されているように、事業者と消費者の間にある情報力および交渉力の格差に鑑み、消費者の利益を擁護し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与しようとするのであれば、これらの規制ではきわめて不十分だといわざるをえないのではないだろうか。イギリス法を比較の対象として消費者契約法の規定を顧みると、事業者による事実と異なる表示を信じて契約をした消費者、あるいは事業者の勧誘行為によつて冷静な判断をできなかった消費者が取消を請求できない場合がより多く生じ、また、消費者の気づかなかつた契約条項によつて事業者が免責をえる場合がより多く認められることがわかるであろう。こうしたことが消費者契約法の趣旨を減殺することは明らかである。したがつて、消費者契約法の目的をより効果的に達成するためには、すでに提案されているように、契約取消の要件を緩やかに解し、また、事業者に有利な条項の効力をより制限するという態度で同法の規定を解釈すべきであ

ろう。このような方向での解釈は国際的な基準からいっても支持されうると考えられるし、消費者がより事業者を信頼して取引できるようにすることが、むしろ事業者にとって利益となると思われることから、是認されてよいのではないだろうか。

こうしたことをふまえ、イギリス法を参考にすると、具体的な規定の解釈としては、①第四条一項における「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」の意味を、消費者を契約締結に至らせたあらゆる表示等を含むものとする、こと、②同一号の「事実と異なることを告げることに」には、消費者に誤解を与える事業者のあらゆる言動を含めること、③同四項一号の重要事項についての定義規定中、「その他の内容」に契約の目的となるものに関わる一切の状況を含めること、④第四条三項一・二号の行為は例示とし、消費者が事業者の行為によって独立した判断を行えなかった場合を適用対象に含めること、⑤事業者の軽過失による債務不履行責任を制限する条項は、一〇条により、任意規定に反して消費者の権利を制限するものとして無効とすること、が考えられてよいと思われる。

そして、何よりも公正契約条項法をのぞき、これまで紹介したイギリスの消費者保護の機能を果たす制度が、一般的な契約法であることが注目される。既に指摘されていることではあるが、消費者契約に限らず、公正な取引を担保するためには、わが国の民法自体が社会状況の変化に応じて進化することが求められているのではないだろうか。

(通信教育部助教授)